

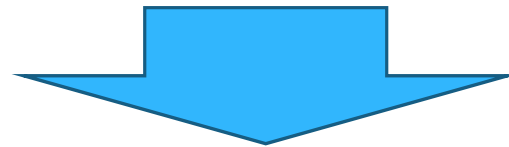
# 南三陸町下水道事業経営戦略 【概要】

平成29年3月  
南三陸町上下水道事業所

# 1. 経営戦略策定の背景

○「経営戦略」とは？

各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続するための中長期的な基本計画



○「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」である平成28年度から平成30年度までの間、集中的に策定を推進（平成32年度までに策定率100%）

※下水道事業の高資本費対策について、経営戦略策定を要件化（平成29年度～）

## 2. 南三陸町生活排水処理状況

### ○特定環境保全公共下水道(伊里前処理区)

平成14年度～供用開始、災害復旧事業実施中  
防集2地区(中学校上団地・柁沢団地)区域拡大

### ○漁業集落排水事業(袖浜処理区)

平成4年度～供用開始、災害復旧事業済

### ○浄化槽(上記地区以外)

震災後、志津川処理区(公共)・波伝谷処理区(漁集)  
廃止により区域拡大

# 3. 現状分析

## 特定環境保全公共下水道

- 経費回収率**(使用収入／污水处理費用)  
H21 32.3%  
H27 29.4%  
類似団体 約50%(全国平均64.73%)
- 污水处理原価**(污水处理費用／有収水量)  
H21 676.55円  
H27 843.31円  
類似団体 約400円(全国平均250.25円)
- 水洗化率**(現在水洗便所設置済人口／現在処理区域内人口)  
H21 68.6%  
H27 31.0%  
類似団体 約70%(全国平均81.28%)

## 漁業集落排水事業

- 経費回収率**(使用収入／污水处理費用)  
H21 68.9%  
H27 34.9%  
類似団体 約45%(全国平均40.22%)
- 污水处理原価**(污水处理費用／有収水量)  
H21 229.15円  
H27 471.06円  
類似団体 約450円(全国平均424.58円)
- 水洗化率**(現在水洗便所設置済人口／現在処理区域内人口)  
H21 96.4%  
H27 85.8%  
類似団体 約84%(全国平均77.87%)

※H21年度数値(波伝谷処理区含む)

# 4. 投資についての説明

## 特定環境保全公共下水道

- 災害復旧事業(国庫補助)  
平成25年度着手  
平成29年度完了予定
- 社会資本整備総合交付金(国庫補助)  
平成26年度着手  
平成29年度完了予定  
処理場・MP長寿命化実施
- 汚水処理経費  
平成21年度～包括的民間委託実施

## 漁業集落排水事業

- 既設管撤去事業(波伝谷処理区:町単独費)  
平成29年度完了予定
- 管路移設事業(袖浜処理区:県補償工事)  
平成29年度完了予定
- 汚水処理経費  
平成21年度～包括的民間委託実施

平成30年度以降は維持管理費用が主な経費

# 5. 財源についての説明

## 特定環境保全公共下水道

### ○国庫補助金

災害復旧事業 100%補助

社会資本整備総合交付金 50%補助

### ○使用料

住宅再建の進捗に合わせ平成30年度までは増収、以降は人口減少等により減収すると予測。

### ○一般会計繰入金

H21 61,940千円

H27 96,368千円

H37 60,387千円

## 漁業集落排水事業

### ○県補償費

100%補償

### ○使用料

人口減少等により減収すると予測。

### ○一般会計繰入金

H21 8,013千円

H27 22,139千円

H37 11,440千円

平成30年度以降は使用料収入・一般会計繰入金が主な財源

# 6. 使用料の状況

## 特定環境保全公共下水道

(使用料)

第23条 町長は、公共下水道の使用について、使用者から1使用月につき、次の表に定める基本使用料と超過使用料の合計額に100分の108を乗じて得た額を徴収する。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

区分	排出汚水量	金額
基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	1,700円
超過使用料	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分	1m <sup>3</sup> につき 210円
	20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> までの分	1m <sup>3</sup> につき 225円
	30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分	1m <sup>3</sup> につき 235円
	50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> までの分	1m <sup>3</sup> につき 250円
	100m <sup>3</sup> を超える分	1m <sup>3</sup> につき 260円

2 町長は、次条第3項の規定により水道メーターを設置した場合は、メーター使用料として使用者から1使用月につき80円に100分の108を乗じて得た額を徴収する。

一般家庭平均的な使用量20m<sup>3</sup>当り使用料  
**4, 104円/月(県内で最も高い使用料)**

【参考:近隣団体20m<sup>3</sup>当り使用料】

気仙沼市 3, 002円/月

登米市 3, 083円/月

石巻市 3, 510円/月

## 漁業集落排水事業

(使用料の算定)

第13条 使用料は、次の表により算定した額に100分の108を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた額)とする。

単位	金額
水道使用量1立方メートルにつき	150円

- 水道使用量の算定は、上水道使用量と自家水道使用量を加えた水量とする。ただし、水量が処理施設に流入した水量と著しく差がある場合は、使用者の使用の態様を勘案して町長が水量を認定する。
- 自家水道のメーター使用料は、1月につき80円に100分の108を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた額)とする。

一般家庭平均的な使用量20m<sup>3</sup>当り使用料  
**3, 240円/月**

# 7. 今後の取組

## 特定環境保全公共下水道

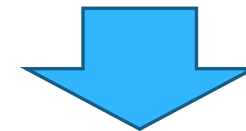
- (取組内容) (効果)
- 包括的民間委託 ⇒ 事務の効率化  
経費削減  
(経費回収率・汚水処理原価向上)
  - 長寿命化対策 ⇒ 修繕料縮減  
(経費回収率・汚水処理原価向上)
  - 未接続世帯対策 ⇒ 使用料増収  
(経費回収率向上)
  - 法適用化の検討



経費回収率	42.35%
	(12.94ポイント改善)
汚水処理原価	544.60円/m <sup>3</sup>
	(298.71ポイント改善)

## 漁業集落排水事業

- (取組内容) (効果)
- 包括的民間委託 ⇒ 事務の効率化  
経費削減  
(経費回収率・汚水処理原価向上)
  - 料金改定の検討
  - 法適用化の検討



経費回収率	39.63%
	(4.77ポイント改善)
汚水処理原価	385.05円/m <sup>3</sup>
	(86.01ポイント改善)

H37計画値



## 8. 経営戦略の事後検証・更新等

- 毎年度、進捗管理(モニタリング)実施  
経営戦略と実績の乖離が大きい場合見直し実施
- 平成32年度見直し実施  
計画と実績の乖離及びその原因を分析  
PDCAを活用し事後検証・更新